

## 正誤表

キャッシュレス・消費者還元事業加盟店登録要領について、下記のとおり誤記がありましたので訂正いたします。

正誤箇所	誤	正
【P8】 4.5.1	4.1.1 または 4.1.3 に該当し、 <u>4.2</u> に該当しない中小・小規模事業者等であつて、(後略)	4.1.1 または 4.1.3 に該当し、 <u>4.3</u> に該当しない中小・小規模事業者等であつて、(後略)
【P9】 4.5.3	4.5.3 フランチャイズチェーン <u>等</u> の判断基準 4.5.3.1 判断基準 フランチャイズチェーン <u>等</u> に属する中小・小規模事業者等であるかについては、4.5.1 <u>にある</u> (ア) ~ (エ) を総合的に考慮して判断する。 原則として、(ア) ~ (ウ) が契約に含まれている場合は、本制度上のフランチャイズチェーン <u>等</u> に該当すると判断し、(後略)	4.5.3 フランチャイズチェーンの判断基準 4.5.3.1 判断基準 フランチャイズチェーンに属する中小・小規模事業者等であるかについては、4.5.1 <u>①</u> (ア) ~ (エ) を総合的に考慮して判断する。 原則として、(ア) ~ (ウ) が契約に含まれている場合は、本制度上のフランチャイズチェーンに該当すると判断し、(後略)
【P10】 4.5.5	4.5.5 フランチャイズチェーン等の判断に疑義がある場合の措置 B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者における加盟店登録時において、4.5.3.に基づきフランチャイズチェーン等への該当の有無の判断がなされた場合においても、事務局が適当でないと判断した場合、事務局は B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者に対して、以下の対応を行う。(後略)	4.5.5 フランチャイズチェーン等の判断に疑義がある場合の措置 B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者における加盟店登録時において、 <u>4.5.1 及び 4.5.3.</u> に基づきフランチャイズチェーン等への該当の有無の判断がなされた場合においても、事務局が適当でないと判断した場合、事務局は B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者に対して、以下の対応を行う。(後略)

<p>【P11】 4.5.5</p>	<p>①本来の還元率が2%であるにもかかわらず、5%と判断されていた場合 (中略) 消費者還元率を2%とし、当該加盟店における購買に基づいて消費者還元が行われた場合あつては、消費者還元の対象加盟店となった時に遡って、差額3%分にあたる補助金の交付を取り消す。端末補助及び手数料補助が行われた場合あつては、その<u>対象経費にあたる補助金の交付</u>を取り消す。</p>	<p>①本来の還元率が2%であるにもかかわらず、5%と判断されていた場合 (中略) 消費者還元率を2%とし、当該加盟店における購買に基づいて消費者還元が行われて<u>いた場合</u>あつては、消費者還元の対象加盟店となった時に遡って、差額3%分にあたる補助金の交付を取り消す。端末補助及び手数料補助が行われて<u>いた場合</u>あつては、その交付を取り消す。</p>
<p>【P13】 5.1</p>	<p>② 加盟店登録を行おうとするキャッシュレス決済事業者が本事業におけるB型決済事業者又は準B型決済事業者として登録される。</p>	<p>② 加盟店登録を行おうとするキャッシュレス決済事業者が本事業におけるB型決済事業者又は準<u>B型</u>決済事業者として登録される。</p>
<p>【P5】 4.1.1</p>	<p>※2 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は本事業の登録の対象外とする。</p>	<p>※2 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は本事業の登録の対象外とする。 <u>※3 事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に、再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合は、申請時点にさかのぼって本事業の登録の対象外とする。</u></p>

<p>【P6】 4.1.3</p>	<p>② 一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人については、4.1.1の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、4.1.1の※2又は4.1.2に該当しない限り登録の対象とする。</p> <p>③ 公益財団法人、公益社団法人については、4.1.1の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、4.1.2に該当しない場合に限り登録の対象とする。</p>	<p>② 一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人については、4.1.1の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、4.1.1の※2若しくは※3又は4.1.2に該当しない限り登録の対象とする。</p> <p>③ 公益財団法人、公益社団法人については、4.1.1の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、4.1.1の※3又は4.1.2に該当しない場合に限り登録の対象とする。</p>
-------------------	--	--